

訪問介護重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	真愛ケアセンター
所在地	横須賀市二葉2-10-3
事業者指定番号	1471906733
管理者及び連絡先	今井 育代 電話:046-895-1900
サービス提供地域	横須賀市内全域

2 事業所の職員体制

令和7年9月1日現在

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	事業所の職員及び業務の実施状況の把握、業務の管理を一元的に行います。	1名
サービス提供責任者	利用者の日常生活全般の状況及び利用希望に沿って計画を作成し、サービスの提供体制を調整いたします。	3名
サービス提供者	訪問介護計画書に基づきサービスを提供します。	10名

3 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、12月30日から1月3日までを除く。	午前9時00分から午後6時00分まで 24時間電話対応可能

4 サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	サービス提供時間
365日	午前7時から午後9時まで

5 サービスの内容

1. 要介護状態の利用者に対して、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう必要な入浴、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 適切なサービスの提供のために、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

6 サービス利用料及び利用者負担額

別紙掲載

7 支払方法

ご指定の金融機関から自動口座引き落としにてお支払いいただきます。

8 その他の費用

1. 通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。自動車を利用した場合の交通費は1キロメートル10円をいただきます。
2. 通院介助時の交通費・買い物時・薬の受け取り時の交通費・サービス時間に係る有料駐車場料金は実費負担となります。

9 キャンセル

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用をキャンセルすることができる。
2. 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は事業所は、利用者に対してキャンセル料1000円お支払い頂きます。なお当日であっても利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料を請求しない場合もあります。

10 秘密保持

事業所及び職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
退職後も同様とします。

11 相談窓口・苦情対応

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

お客様相談窓口	電話番号	046-895-1900
	FAX番号	046-895-1033
	責任者	今井 育代

- その他、お住いの市役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等ができます。

民生局福祉こども部 介護保険課給付係	所在地	横須賀市小川町11
	電話番号	046-822-8253
	利用時間(月～金 祝日は除く)	8:30～17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護苦情相談係	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間(月～金 祝日は除く)	8:30～17:15

12 緊急時における対応方法

- 1 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医・緊急連絡先(家族)・介護支援専門員に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告致します。
- 2 24時間、事業所の電話にて対応します。(夜間は代表者に転送電話となります。)
電話番号 事業所 046-895-1900 (代表者 070-1689-9191)

13 事故の発生時の対応

- 1.利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2.利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。
- 3.第三者評価の実施状況 有 ・ 無

14 大規模な災害時の対応

大規模な災害等により、真愛ケアセンター及び、道路交通に支障をきたした場合には計画に沿ったサービス、緊急対応ができない場合があります。

15 研修

当事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- 1 採用時研修採用後1か月以内。
- 2 継続研修 月 1回

16 虐待防止に関する措置

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に係る指針の整備をします。
- 2 虐待防止に関する責任者を選定します。 責任者:今井育代
- 3 虐待防止委員会の設置をします。
- 4 定期的に委員会を開催し、その内容について従業者に周知徹底していきます。
- 5 従業者に対する虐待防止・早期発見を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- 6 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、市町村へ通報します。

17 法人の概要

名称	株式会社 真愛
代表者	代表取締役 今井 育代
所在地	横須賀市鴨居2-49-1
連絡先	046-884-8286
実施事業	訪問介護事業・第1号訪問事業

説明年月日 令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け、同意の上交付を受けました

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

立会人 住所 _____
氏名 _____ 印

上記代理人 住所 _____
(代理人を選任した場合) 氏名 _____ 印

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。
なお、立会人は契約上の法的な義務等を負うものではありません。

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者 株式会社 真愛
所在地 横須賀市鴨居2-49-1
代表者 代表取締役 今井育代

事業所 真愛ケアセンター
所在地 横須賀市二葉2-10-3
電話 046-895-1900

説明者 _____ 印